

株 主 各 位

東京都港区芝浦四丁目2番8号

日比谷総合設備株式会社

代表取締役社長 木 村 信 也

第44回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第44回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成21年6月25日（木曜日）午後5時30分までに到着するようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区芝浦三丁目4番1号
グランパーク プラザ4Fホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第44期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第44期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役11名選任の件
第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈並びに役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件
第5号議案 取締役に対する株式報酬型ストックオプションのための報酬等の額及び内容決定の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.hibiya-eng.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事 業 報 告

〔平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで〕

1. 企業集団の事業の現況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、米国のサブプライムローン問題に端を発した世界的な金融市場の混乱が継続し、企業収益の大幅な減少や雇用情勢の悪化による個人消費の低迷により、総じて厳しい状況で推移いたしました。

建設業界におきましては、改正建築基準法の影響はほぼ収束したものの、公共投資は依然として縮小傾向にあり、景気の後退から企業の設備投資が減少するなど、一層厳しい経営環境で推移いたしました。

このような状況のもとで当社グループは、適正原価の確保と施工体制の強化による収益力の向上、安全・品質管理体制の強化、並びに新規事業の拡大に取り組んでまいりましたものの、受注工事高につきましては、前連結会計年度比8.6%減の526億87百万円となりました。なお、主体の設備工事業における受注工事高の構成比は、空調工事54.7%、衛生工事20.3%、電気工事25.0%であります。主な受注工事は、(仮称)アーバンエース北浜アネックス改装(空調・衛生・電気設備)工事、住友不動産東品川4丁目計画衛生空調設備工事、NTT新保土ヶ谷ビル新築機械設備工事、プロロジスパーク座間給排水衛生・空調工事、東京大学(柏Ⅱ)インターナショナルロッジ(仮称)新営機械設備工事であります。

売上高につきましては、前連結会計年度比1.7%減の601億59百万円となりました。そのうち設備工事業における売上高の構成比は、空調工事53.8%、衛生工事22.8%、電気工事23.4%であります。主な完成工事は、住友不動産御茶ノ水ファースト新築空調・衛生設備工事、医療法人社団協友会柏厚生総合病院移転新築空調・衛生設備工事、NTT新池袋ビル新築空調・衛生設備工事、PIASGINZA新築衛生設備工事、株式会社東京精密土浦工場CMM棟新築空調・衛生設備工事であります。

この結果、次連結会計年度への繰越工事高は、前連結会計年度比2.6%増の325億6百万円となりました。

利益につきましては、採算を重視した選別受注及び原価低減による収支の改善等により、経常利益は前連結会計年度比28.9%増の31億39百万円となりました。

た。当期純利益は、前連結会計年度比55.6%増の14億6百万円となりました。

なお、セグメント別の業績は次のとおりであります。

① 設備工事業

売上高は498億48百万円（前連結会計年度比1.8%減）、営業利益は18億69百万円（前連結会計年度比546.4%増）となりました。

② 設備機器販売事業

売上高は83億4百万円（前連結会計年度比5.2%増）、営業利益は2億77百万円（前連結会計年度比24.1%増）となりました。

③ その他の事業

売上高は20億5百万円（前連結会計年度比21.4%減）、営業損失は35百万円（前連結会計年度営業利益1億28百万円）となりました。

(2) 部門別の受注工事高、売上高、繰越工事高

(単位：百万円)

区 分		前期繰越工事高	当期受注工事高	当期売上高	次期繰越工事高
設 備 工 事 事 業	空 調 工 事	15,110	27,709	26,817	16,002
	衛 生 工 事	12,514	10,281	11,359	11,436
	電 気 工 事	4,048	12,691	11,671	5,068
	小 計	31,673	50,681	49,848	32,506
設備機器販売事業		—	—	8,304	—
その他の事業		—	2,005	2,005	—
合 計		31,673	52,687	60,159	32,506

(3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 41 期 (平成17年度)	第 42 期 (平成18年度)	第 43 期 (平成19年度)	第44期(当期) (平成20年度)
受 注 工 事 高(百万円)	54,593	55,991	57,672	52,687
売 上 高(百万円)	62,771	66,898	61,222	60,159
経 常 利 益(百万円)	1,716	2,165	2,435	3,139
当 期 純 利 益(百万円)	1,013	1,355	904	1,406
1株当たり当期純利益 (円)	26.25	37.27	24.86	39.77
総 資 産(百万円)	84,128	81,033	75,085	71,770
純 資 産(百万円)	52,837	54,464	52,289	49,267
1株当たり純資産額 (円)	1,452.01	1,462.94	1,412.46	1,435.82

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しており、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。なお、発行済株式の総数については自己株式を控除した株式数を用いております。
2. 第42期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
3. 長期大型工事(請負金額10億円以上、工期12ヶ月以上、進捗率30%以上の工事)の収益計上処理については、工事進行基準を採用していましたが、受注工事の小型化傾向が強まり、今後もその傾向が継続すると見込まれること、また、四半期開示制度の定着に鑑み、より適切な情報開示を行うため、第42期より工事進行基準の適用基準を請負金額1億円以上、工期12ヶ月超、進捗率30%以上に変更しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 41 期 (平成17年度)	第 42 期 (平成18年度)	第 43 期 (平成19年度)	第44期(当期) (平成20年度)
受 注 工 事 高(百万円)	51,794	53,128	54,690	50,258
売 上 高(百万円)	52,177	57,072	50,347	49,434
経 常 利 益(百万円)	1,006	1,411	1,644	2,592
当 期 純 利 益(百万円)	540	849	402	1,020
1株当たり当期純利益 (円)	13.88	23.25	11.01	28.73
総 資 産(百万円)	64,437	61,211	53,702	51,337
純 資 産(百万円)	39,880	39,818	37,071	33,714
1株当たり純資産額 (円)	1,091.74	1,088.93	1,022.40	1,004.87

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しており、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。なお、発行済株式の総数については自己株式を控除した株式数を用いております。
2. 第42期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。
3. 長期大型工事（請負金額10億円以上、工期12ヶ月以上、進捗率30%以上の工事）の収益計上処理については、工事進行基準を採用しておりましたが、受注工事の小型化傾向が強まり、今後もその傾向が継続すると見込まれること、また、四半期開示制度の定着に鑑み、より適切な情報開示を行うため、第42期より工事進行基準の適用基準を請負金額1億円以上、工期12ヶ月超、進捗率30%以上に変更しております。

(4) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資における設備投資額は、総額6億55百万円であり、主に基幹システム構築に伴う設備投資を行いました。

(5) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(6) 主要な借入先（平成21年3月31日現在）

特記すべき事項はありません。

(7) 企業集団が対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、世界規模での景気の低迷が我が国の経済に与える影響は大きく、景気回復への明確な道筋が見えず、更なる景気の落ち込みもあり得るものと考えられます。

建設業界におきましては、企業の設備投資は引き続き抑制傾向が続くと予測されることから非常に厳しい環境ではありますが、一方でグリーンニューディールと言われるように低炭素社会に向けた環境整備は着実に行われることから省エネ投資は増えていくものと考えられます。

このような環境のもと、第3次中期経営計画も後半に入り、「将来を見据えた事業の基盤作り」という考えに基づき、環境エネルギー分野に積極的に取り組み、ステークホルダーの皆様方に成果の還元ができるよう、当社グループ総力を挙げて努力する所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなにとぞ格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(8) 主要な事業内容（平成21年3月31日現在）

当社グループは、当社、子会社の日比谷通商株式会社、ニッケイ株式会社及び持分法適用関連会社の日本メックス株式会社、その他1社で構成され、空調設備、衛生設備、電気設備等の計画、設計、監督並びに施工を行う設備工事業と、これら設備工事に係る機器の販売等を行う設備機器販売事業を主な内容として事業活動を展開しております。

当社グループの事業に係る位置付け及び事業の種類別セグメントとの関連は、次のとおりであります。

① 設備工事業

当社は、総合設備工事業を営んでおり、子会社であるニッケイ株式会社は、設備機器の製造と設備工事の施工を行っております。

また、持分法適用関連会社である日本メックス株式会社は、建物全体の保守・維持管理と工事の中で設備工事の施工も行っております。

② 設備機器販売事業

子会社である日比谷通商株式会社が設備機器の販売及びメンテナンスを行っております。

③ その他の事業

子会社であるニッケイ株式会社が設備機器の製造及び販売を行っております。

(9) 従業員 の 状 況 (平成21年 3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)
設 備 工 事 事 業	754
設 備 機 器 販 売 事 業	58
そ の 他 の 事 業	76
合 計	888

(注) 従業員数は就業人員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数(名)	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
744	19名増	42.2歳	17.5年

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 従業員数は社員及び常勤顧問、常勤嘱託の員数で、非常勤顧問等 8名、臨時雇用者 4名は含まれておりません。

(10) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
日比谷通商株式会社	75百万円	69.00%	建築設備機器類の販売及びメンテナンス
ニッケイ株式会社	78百万円	48.08%	建築設備機器類の製造及び販売

(11) 主要な事業所 (平成21年 3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

本 社 東京都港区芝浦四丁目 2 番 8 号
東 京 本 店 東京都港区芝浦三丁目 4 番 1 号
支 店 札幌支店 (札幌市) 東北支店 (仙台市)
横浜支店 (横浜市) 名古屋支店 (名古屋市)
北陸支店 (金沢市) 大阪支店 (大阪市)
四国支店 (松山市) 広島支店 (広島市)
九州支店 (福岡市)

② 子会社の主要な事業所

日比谷通商株式会社 本社：東京都港区
ニッケイ株式会社 本社：東京都品川区

2. 株式の状況 (平成21年3月31日現在)

(1) 株式数及び株主数

発行可能株式総数	発行済株式の総数	株主数
96,500,000株	34,000,309株	3,049名

(注) 会社法第178条の規定に基づき、平成21年3月31日をもって、自己株式の消却を行いましたので、発行済株式の総数は、前期末に比して3,000,000株減少しております。

(2) 大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,552,000株	7.61%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G)	1,380,000	4.11
エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社	1,371,000	4.09
日比谷総合設備取引先持株会	1,170,660	3.49
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託口・株式会社百十四銀行口)	900,000	2.68
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND	868,000	2.59
株式会社三井住友銀行	853,996	2.55
株式会社みずほコーポレート銀行	853,099	2.54
財団法人電気通信共済会	838,648	2.50
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	832,000	2.48

- (注) 1. 大株主上位10名を記載しております。
 2. 出資比率は自己株式449,667株を控除して計算しております。
 3. ブランデス・インベストメント・パートナーズ・エル・ピーは、平成20年12月15日付で大量保有報告書の変更報告書を提出していますが、平成21年3月31日現在、株式の名義人その他が確認できないため、上記大株主には含めておりません。

なお、同社の大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

大量保有者 ブランデス・インベストメント・パートナーズ・エル・ピー
 保有株式数 2,288,000株 (発行済株式総数の6.18%)

(3) その他株式に関する重要な事項

- ① 定款授権に基づく取締役会決議による自己株式の取得

普通株式 2,729,000株

取得価額の総額 2,160百万円

取得を必要とした理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするため。

- ② 平成21年4月28日開催の取締役会決議により、1単元の株式数を1,000株から100株に変更しております。なお、実施日は平成21年6月1日であります。

3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況（平成21年3月31日現在）

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

- (3) その他の新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (平成21年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	木 村 信 也	社長執行役員
代表取締役副社長	宇 垣 義 昭	副社長執行役員 企画部、総務部、財務部、I R・ 広報室、考査室、C S R 推進室、 業務ソリューション部 統括
取 締 役	久保田 敏 也	常務執行役員 大阪支店長 西日本事業推進本部長
取 締 役	篠 田 易 男	常務執行役員 企画部長 営業統括担当 新規事業開発室担当
取 締 役	福 木 盛 男	常務執行役員 東京本店長 東京本店N T T 本部長 安全品質推進担当
取 締 役	加 藤 敏	執行役員 名古屋支店長
取 締 役	上 村 安 而	執行役員 東京本店副本店長 東京本店都市設備本部長 工事統括担当
取 締 役	野 呂 秀 夫	執行役員 工事統括部長
取 締 役	岩 田 英 昭	
取 締 役	鎮 西 俊 一	石田・鎮西法律事務所 弁護士
常 勤 監 査 役	安 田 健	
監 査 役	松 本 充 弘	
監 査 役	佐 藤 誠	共立建設株式会社取締役相談役
監 査 役	小 塚 埜武壽	有限会社事業承継コンサルタント代表取締役 御苑会計事務所筆頭代表パートナー

- (注) 1. 取締役岩田英昭氏、鎮西俊一氏はいずれも会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役安田 健氏、同佐藤 誠氏、同小塚埜武壽氏はいずれも会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役安田 健氏は金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役小塚埜武壽氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 平成21年4月1日付で取締役の担当を次のとおり変更しております。

氏 名	新 役 職 及 び 担 当	旧 役 職 及 び 担 当
篠 田 易 男	企画部長 新規事業推進部長 営業統括担当	企画部長 営業統括担当 新規事業開発室担当

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の担当及び他の法人等の代表状況等
渥美 静夫	平成20年6月27日	任期満了	取締役常務執行役員 大阪支店長 西日本事業推進本部長
松崎 和臣	平成20年6月27日	辞任	監査役

(3) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	11名 (2名)	194百万円 (4百万円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	20百万円 (18百万円)
合計	15名	214百万円

- (注) 1. 当事業年度末現在の人員は、取締役10名、監査役4名ですが、うち監査役1名は無報酬であり、上記人員には含まれておりません。
2. 上記には、当事業年度中に退任した取締役1名及び監査役1名が含まれております。
3. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第41回定時株主総会において年額220百万円以内（執行役員兼務取締役の執行役員分の給与を含む。）と決議いただいております。
4. 監査役報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第41回定時株主総会において年額36百万円以内と決議いただいております。
5. 支給額には、以下のものも含まれております。
- 当事業年度に係る役員賞与支給予定額
- 取締役 9名 27百万円
- 当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額
- 取締役 10名 19百万円（うち社外取締役 2名 0百万円）
- 監査役 3名 1百万円（うち社外監査役 2名 1百万円）
6. 上記のほか、平成20年6月27日開催の第43回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を下記のとおり支給しております。
- 退任取締役 1名 14百万円
- 退任監査役 1名 1百万円

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の会社との兼任状況（他の会社の業務執行者である場合）及び当社と当該他の会社との関係

監査役小塚埜武壽氏は、有限会社事業承継コンサルタントの代表取締役を兼任しております。なお、当社は同社との間には特別の関係はありません。

- ② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社 外 取 締 役	岩 田 英 昭	当事業年度中に開催の取締役会12回のうち、11回に出席しており、当社の経営に対し、適宜有益な意見を述べております。
社 外 取 締 役	鎮 西 俊 一	当事業年度中に開催の取締役会12回のうち、12回に出席しており、弁護士としての専門的な見地から適宜有益な意見を述べております。
社 外 監 査 役	安 田 健	当事業年度中に開催の取締役会12回のうち12回、監査役会12回のうち12回に出席しており、常勤監査役として適宜質問を行い、意見を述べております。
社 外 監 査 役	佐 藤 誠	当事業年度中に開催の取締役会12回のうち11回、監査役会12回のうち11回に出席しており、当社の経営に対し、適宜質問を行い、意見を述べております。
社 外 監 査 役	小 塚 埜武壽	監査役就任以降に開催の取締役会9回のうち9回、監査役会9回のうち9回に出席しており、公認会計士としての見地から適宜質問を行い、意見を述べております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名 称 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当該事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	45百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

取締役会は、当社都合の場合の他、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、下記に掲げる監査役会の請求に基づいて会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社の業務の適正を確保するための体制について取締役会で決議した内容は次のとおりであります。

(1) 取締役・使用人等の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス体制にかかる規定を制定し、役員及び従業員が法令・定款及び当社の行動指針を遵守した行動をとるための行動規範を定める。また、その徹底を図るため、総務部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役員及び従業員に教育を行う。考査室は総務部と連携のうえ、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取り締役会及び監査役会に報告されるものとする。法令上疑義ある行為について役員及び従業員等が直接情報提供を行う手段として「日比谷ホットライン」を活用する。
- ② 反社会的勢力からの不当な要求に対しては組織として毅然と対応し、一切の関係を遮断する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書に記録し、保存する。取締役及び監査役は常時、これらの文書を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社は、取引先との契約時におけるリスク回避のための「受注審査基準」、投資案件を審議する「投資等事前審議会」、資金運用を安全に実施するための「資金運用基準」、職場のセクハラ・パワハラ防止のための「ヘルプライン」、その他「インサイダー取引規程」等を設けリスク対策を講じている。今後は、これら施策を充実するとともに、コンプライアンス、環境、災害、品質及び情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて規則等を制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとする。当社内の横断的リスク状況の監視及び全社的対応は総務部及び考査室が行うものとする。新たに生じたリスクについては取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図る。

- ① 業務執行の合理化と責任の所在を明らかにするため、コーポレートガバナンスの理念に基づく取締役会規程、組織規程、職務権限規程を定める。
- ② 執行役員を構成員とする経営会議の設置
- ③ 取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく年度事業計画の策定と、ITを活用した月次・四半期業績管理の実施

- ④ 経営会議及び取締役会による月次業績の検討と改善策の実施
- (5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 各子会社の内部統制を担当する部署を企画部及び財務部とし、他の内部統制主管部と連携し各子会社における内部統制の実効性を高める施策を実施すると共に必要な各子会社への指導・支援を実施する。
 - ② 当社取締役、本・支店長及び各子会社の社長は各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。
 - ③ 当社の考査室は、当社及び各子会社の内部監査を実施し、その結果を企画部及び財務部の担当取締役及び監査役に報告し、企画部及び財務部は必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。
- (6) 監査役がその補助すべき使用人等を置くことを求めた場合における当該使用人等に関する体制並びにその使用人等の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役は、考査室所属の従業員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員はその命令に関して、取締役、考査室長の指揮命令を受けないものとする。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 取締役、執行役員及び従業員は、監査役に対して、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について報告するものとする。重要事項にはコンプライアンスに関する事項、リスクに関する事項、その他内部統制に関する事項及び「日比谷ホットライン」による通報の状況を含むこととする。
 - ② 取締役は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見した場合は速やかに監査役会に報告することとする。
 - ③ 監査役は経営会議に出席することとする。
- (8) その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役会と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定する。
 - ② 取締役は、監査役が職務遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境を整備する。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	38,811	流 動 負 債	21,851
現金及び預金	11,458	支払手形・工事未払金等	17,149
受取手形・完成工事未収入金等	20,675	短期借入金	780
有価証券	1,601	リース債務	5
未成工事支出金等	3,666	未払法人税等	1,031
繰延税金資産	826	未成工事受入金	1,271
その他	635	賞与引当金	1,132
貸倒引当金	△ 51	完成工事補償引当金	34
固 定 資 産	32,959	工事損失引当金	72
有形固定資産	711	その他	372
建物及び構築物	318	固 定 負 債	652
土地	174	リース債務	18
リース資産	12	繰延税金負債	25
その他	205	退職給付引当金	471
無形固定資産	604	役員退職慰労引当金	124
リース資産	10	その他	12
その他	594	負 債 合 計	22,503
投資その他の資産	31,643	(純資産の部)	
投資有価証券	23,355	株 主 資 本	47,518
長期貸付金	36	資本金	5,753
繰延税金資産	1,097	資本剰余金	5,931
保険積立金	2,843	利益剰余金	36,201
匿名組合出資金	3,000	自己株式	△ 368
その他	1,550	評価・換算差額等	436
貸倒引当金	△ 241	その他有価証券評価差額金	436
資 産 合 計	71,770	少数株主持分	1,312
		純 資 産 合 計	49,267
		負債純資産合計	71,770

連結損益計算書

〔自 平成20年 4月 1日〕
〔至 平成21年 3月 31日〕

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		60,159
売 上 原 価		51,853
売 上 総 利 益		8,305
販売費及び一般管理費		6,268
営 業 利 益		2,036
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	245	
受 取 配 当 金	192	
有 価 証 券 売 却 益	34	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	380	
そ の 他	291	1,145
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	15	
有 価 証 券 売 却 損	2	
そ の 他	25	42
経 常 利 益		3,139
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	5	5
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	751	751
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		2,393
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,272	
法 人 税 等 調 整 額	△ 351	921
少 数 株 主 利 益		65
当 期 純 利 益		1,406

連結株主資本等変動計算書

〔自 平成20年4月1日〕
〔至 平成21年3月31日〕

(単位：百万円)

株主資本		
資本金		
前期末残高	5,753	
当期末残高	5,753	
資本剰余金		
前期末残高	5,931	
当期変動額		
自己株式の処分	0	
自己株式の消却	△ 0	
当期変動額合計	-	
当期末残高	5,931	
利益剰余金		
前期末残高	38,075	
当期変動額		
剰余金の配当	△ 902	
当期純利益	1,406	
自己株式の消却	△ 2,378	
当期変動額合計	△ 1,873	
当期末残高	36,201	
自己株式		
前期末残高	△ 602	
当期変動額		
自己株式の取得	△ 2,184	
自己株式の処分	39	
自己株式の消却	2,379	
当期変動額合計	233	
当期末残高	△ 368	
株主資本合計		
前期末残高	49,158	
当期変動額		
剰余金の配当	△ 902	
当期純利益	1,406	
自己株式の取得	△ 2,184	
自己株式の処分	39	
自己株式の消却	-	
当期変動額合計	△ 1,640	
当期末残高	47,518	

(単位：百万円)

評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	1,842
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	<u>△ 1,406</u>
当期変動額合計	<u>△ 1,406</u>
当期末残高	<u>436</u>
評価・換算差額等合計	
前期末残高	1,842
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	<u>△ 1,406</u>
当期変動額合計	<u>△ 1,406</u>
当期末残高	<u>436</u>
少数株主持分	
前期末残高	1,288
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	<u>23</u>
当期変動額合計	<u>23</u>
当期末残高	<u>1,312</u>
純資産合計	
前期末残高	52,289
当期変動額	
剰余金の配当	△ 902
当期純利益	1,406
自己株式の取得	△ 2,184
自己株式の処分	39
自己株式の消却	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	<u>△ 1,382</u>
当期変動額合計	<u>△ 3,022</u>
当期末残高	<u>49,267</u>

連結注記表

継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社（2社）を連結しております。

連結子会社名	日比谷通商株式会社
	ニッケイ株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

関連会社（2社）に関する投資について、持分法を適用しております。

持分法適用の関連会社名、並びに持分法非適用の関連会社名は次の通りであります。

持分法適用の関連会社名	日本メックス株式会社
	合同会社NU-5を営業者とする匿名組合
	合同会社NU-5を営業者とする匿名組合は平成21年3月の匿名組合契約に伴い、当連結会計年度より持分法適用の範囲に含めております。
持分法非適用の関連会社名	岐阜大学総合研究棟SPC株式会社
	三条ユニバーシティハウス株式会社
	イー・エス遠州の森株式会社

上記の持分法非適用の関連会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）によっております。

時価のないもの……………総平均法による原価法によっております。

② たな卸資産

未成工事支出金等……………未成工事支出金の評価は個別法による原価法によっております。また、連結子会社の棚卸資産は個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(会計方針の変更)

当連結会計年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日公表分)を適用しております。

当該変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

……………定率法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

……………定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっております。

なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……………従業員賞与の支給に備えて、支給見込額基準相当額を計上しております。

③ 完成工事補償引当金……………完成工事に対する瑕疵担保補償の費用に備えるため、過去の実績を基礎に将来の見込を加味して計上しております。

- ④ 工事損失引当金……………受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。
- ⑤ 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。
 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生した連結会計年度から費用処理することとしております。
 また、執行役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- ⑥ 役員退職慰労引当金……………当社及び連結子会社は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

- ① 売上高の計上基準……………売上高の計上は工事完成基準によっておりますが、長期大型工事（請負金額1億円以上、工期12ヶ月超、進捗率30%以上の工事）については、工事進行基準によっております。なお、工事進行基準によった売上高は7,166百万円であります。
- ② 消費税等の会計処理……………税抜方式によっております。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価は部分時価評価法によっております。

6. 会計方針の変更

(リース取引に関する会計基準等)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。

なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

当該変更による損益に与える影響は軽微であります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,716百万円
2. 関連会社に対するもの
 投資有価証券（株式） 12,494百万円
 匿名組合出資金 2,000百万円
3. 偶 発 債 務

当社は、過去に施工した設備工事（平成18年完成 請負金額162百万円）の瑕疵を理由に、当該工事の発注者から工事代金の内一部の支払を保留されている件について、中央建設工事紛争審査会に調停の申立てを行っております。なお、現時点では調停の結果を予測することはできません。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数（株）
普通株式	37,000,309	－	3,000,000	34,000,309

（注） 減少は、自己株式の消却によるものであります。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数（株）
普通株式	892,485	2,758,514	3,049,570	601,429

（注） 1 増加は、自己株式の取得による増加2,729,000株、単元未満株式の買取による増加29,514株であります。

- 2 減少は、自己株式の消却による減少3,000,000株、ストック・オプションの行使による減少44,000株及び単元未満株式の買増請求による売渡しによる減少5,570株であります。

3. 配当に関する事項

- (1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	634	17.50	平成20年3月31日	平成20年6月30日
平成20年11月10日 取締役会	普通株式	267	7.50	平成20年9月30日	平成20年12月8日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成21年6月26日開催予定の定時株主総会において、次の議案を付議いたします。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	369	11.00	平成21年3月31日	平成21年6月29日

4. 新株予約権等に関する事項

区分	内 訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			前連結会計 年度末	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社	ストック・ オプション としての 新株予約権	普通株式	302,000	—	302,000	—	—

(注) 減少は、ストック・オプションの行使による減少44,000株、新株予約権の行使期間満了に伴う権利失効258,000株であります。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,435円82銭
1株当たり当期純利益	39円77銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	31,239	流動負債	17,243
現金及び預金	8,127	支払手形	1,085
受取手形	247	工事未払金	12,655
完成工事未収入金	17,003	リース債務	5
有価証券	1,601	未払法人税等	892
未成工事支出金	3,020	未成工事受入金	1,271
繰延税金資産	684	賞与引当金	982
未収入金	175	完成工事補償引当金	34
その他	404	工事損失引当金	72
貸倒引当金	△ 24	その他	241
固定資産	20,097	固定負債	380
有形固定資産	656	リース債務	18
建物	303	退職給付引当金	261
構築物	2	役員退職慰労引当金	88
工具、器具及び備品	163	その他	12
土地	174		
リース資産	12	負債合計	17,623
無形固定資産	596	(純資産の部)	
ソフトウェア	565	株主資本	33,340
リース資産	10	資本金	5,753
その他	20	資本剰余金	5,931
投資その他の資産	18,844	資本準備金	5,931
投資有価証券	10,484	利益剰余金	22,013
関係会社株式	313	利益準備金	1,270
長期貸付金	34	その他利益剰余金	20,743
差入保証金	624	土地圧縮積立金	1
破産更生債権等	126	配当準備積立金	320
長期前払費用	78	別途積立金	21,370
繰延税金資産	1,078	繰越利益剰余金	△ 948
保険積立金	2,830	自己株式	△ 358
匿名組合出資金	3,000	評価・換算差額等	373
長期預金	300	その他有価証券評価差額金	373
その他	182		
貸倒引当金	△ 208	純資産合計	33,714
資産合計	51,337	負債純資産合計	51,337

損 益 計 算 書

〔自 平成20年 4月 1日〕
〔至 平成21年 3月 31日〕

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		49,434
売 上 原 価		43,027
売 上 総 利 益		6,407
販売費及び一般管理費		4,566
営 業 利 益		1,840
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	238	
受 取 配 当 金	208	
有 価 証 券 売 却 益	34	
そ の 他	297	779
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1	
有 価 証 券 売 却 損	2	
そ の 他	24	27
経 常 利 益		2,592
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	5	5
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	751	751
税 引 前 当 期 純 利 益		1,846
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,087	
法 人 税 等 調 整 額	△ 262	825
当 期 純 利 益		1,020

株主資本等変動計算書

〔自 平成20年 4月 1日〕
〔至 平成21年 3月 31日〕

(単位：百万円)

株主資本	
資本金	
前期末残高	5,753
当期末残高	5,753
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	5,931
当期末残高	5,931
その他資本剰余金	
前期末残高	—
当期変動額	
自己株式の処分	0
自己株式の消却	△ 0
当期変動額合計	—
当期末残高	—
資本剰余金合計	
前期末残高	5,931
当期変動額	
自己株式の処分	0
自己株式の消却	△ 0
当期変動額合計	—
当期末残高	5,931
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	1,270
当期末残高	1,270
その他利益剰余金	
土地圧縮積立金	
前期末残高	1
当期末残高	1
配当準備積立金	
前期末残高	320
当期末残高	320
別途積立金	
前期末残高	21,370
当期末残高	21,370
繰越利益剰余金	
前期末残高	1,311
当期変動額	
剰余金の配当	△ 902
当期純利益	1,020
自己株式の消却	△ 2,378
当期変動額合計	△ 2,259
当期末残高	△ 948

(単位：百万円)

利益剰余金合計	
前期末残高	24,273
当期変動額	
剰余金の配当	△ 902
当期純利益	1,020
自己株式の消却	△ 2,378
当期変動額合計	△ 2,259
当期末残高	22,013
自己株式	
前期末残高	△ 591
当期変動額	
自己株式の取得	△ 2,184
自己株式の処分	39
自己株式の消却	2,379
当期変動額合計	233
当期末残高	△ 358
株主資本合計	
前期末残高	35,367
当期変動額	
剰余金の配当	△ 902
当期純利益	1,020
自己株式の取得	△ 2,184
自己株式の処分	39
自己株式の消却	—
当期変動額合計	△ 2,026
当期末残高	33,340
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	1,704
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 1,331
当期変動額合計	△ 1,331
当期末残高	373
評価・換算差額等合計	
前期末残高	1,704
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 1,331
当期変動額合計	△ 1,331
当期末残高	373
純資産合計	
前期末残高	37,071
当期変動額	
剰余金の配当	△ 902
当期純利益	1,020
自己株式の取得	△ 2,184
自己株式の処分	39
自己株式の消却	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 1,331
当期変動額合計	△ 3,357
当期末残高	33,714

個別注記表

継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式…総平均法による原価法によっております。

② その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法によって
おります。（評価差額は全部純資産直入法により
処理し、売却原価は総平均法により算定）

時価のないもの……………総平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金……………個別法による原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

……………定率法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

……………定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっております。

なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金……………従業員賞与の支給に備えて、支給見込額基準相当額を計上しております。

- (3) 完成工事補償引当金……………完成工事に対する瑕疵担保補償の費用に備えるため、過去の実績を基礎に将来の見込を加味して計上しております。
- (4) 工事損失引当金……………受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。
- (5) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。
 数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生した期より費用処理することとしております。
 また、執行役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (6) 役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支給に備えて内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 売上高の計上基準……………売上高の計上は工事完成基準によっておりますが、長期大型工事（請負金額1億円以上、工期12ヶ月超、進捗率30%以上の工事）については、工事進行基準によっております。なお、工事進行基準によった売上高は7,166百万円であります。
- (2) 消費税等の会計処理……………税抜方式によっております。

5. 会計方針の変更

（リース取引に関する会計基準等）

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。

なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

当該変更による損益に与える影響は軽微であります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,258百万円
2. 関係会社に対する金銭債権、債務
短期金銭債権 29百万円
短期金銭債務 1,480百万円
長期金銭債権 2,031百万円
3. 偶発債務

当社は、過去に施工した設備工事（平成18年完成 請負金額162百万円）の瑕疵を理由に、当該工事の発注者から工事代金の内一部の支払を保留されている件について、中央建設工事紛争審査会に調停の申立てを行っております。なお、現時点では調停の結果を予測することはできません。

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	87百万円
仕入高	4,436百万円
その他の営業取引高	117百万円
営業取引以外の取引高	43百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	740,723	2,758,514	3,049,570	449,667

- (注) 1 増加は、自己株式の取得による増加2,729,000株、単元未満株式の買取による増加29,514株であります。
- 2 減少は、自己株式の消却による減少3,000,000株、ストック・オプションの行使による減少44,000株及び単元未満株式の買増請求による売渡しによる減少5,570株であります。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	百万円
繰延税金資産	
有価証券評価損	539
未払事業税等	97
賞与引当金	400
退職給付引当金	936
預託金評価損	28
役員退職慰労引当金	40
その他有価証券評価差額金	207
その他	383
繰延税金資産小計	2,633
評価性引当額	△ 326
繰延税金資産合計	2,307
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 452
その他	△ 92
繰延税金負債合計	△ 544
繰延税金資産の純額	1,762

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	%
法定実効税率	40.7
(調整)	
永久に損金に算入されない項目	3.1
永久に益金に算入されない項目	△2.2
住民税均等割等	2.4
評価性引当額	△1.8
その他	2.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.7

リースにより使用する固定資産に関する注記

リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

取得価額相当額	
車両運搬具	16百万円
備品	97百万円
合 計	113百万円
減価償却累計額相当額	
車両運搬具	11百万円
備品	59百万円
合 計	71百万円

期末残高相当額	
車 両 運 搬 具	4百万円
備	37百万円
合 計	42百万円
2. 未経過リース料期末残高相当額	
1 年 内	21百万円
1 年 超	24百万円
合 計	45百万円
3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	
支払リース料	28百万円
減価償却費相当額	24百万円
支払利息相当額	3百万円
4. 減価償却費相当額の算定方法	
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	
5. 利息相当額の算定方法	
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	

関連当事者との取引に関する注記

1. 役員及び個人主要株主等

種 類	会社等の名称又は氏名	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容及び職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科 目	期末残高(百万円)
役員	佐 藤 誠	—	当社監査役共立建設株式会社代表取締役社長	直接 —	—	設備工事の受注	174	完成工事未収入金	—

- (注) 1 取引条件及び取引条件の決定方針等は、一般取引先と同様であります。
- 2 共立建設(株)との取引はいわゆる第三者のための取引であります。
- 3 佐藤 誠は平成20年6月26日付けで共立建設(株)の代表取締役社長を退任し、同社の取締役相談役に就任しております。
- 4 取引金額は、平成20年4月1日から平成20年6月26日までの取引について記載しております。
- 5 取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	日比谷通商 株式会社	(資本金) 75	設備機器 販売事業	直接69.0	設備機器 等の仕入 役員の兼 任 1人	設備機器 の仕入等	3,714	工事未払金	1,259
子会社	ニッセイ 株式会社	(資本金) 78	設備工事 事業その 他	直接48.1	設備機器 等の仕入 及び設備 工事の発 注等	設備工事 の受注	1	完成工事 未収入金	0
						建物の貸 借	19	—	—
						設備機器 の仕入等	483	工事未払金	165
関連会社	日本メックス株式会社	(資本金) 120	設備工事 事業	直接48.6	設備工事 の発注等 役員の兼 任 1人	設備工事 の受注	86	完成工事 未収入金	25
						設備工事 の発注等	355	工事未払金	55
関連会社	海浜幕張ディベ ロップメント合 同会社を営業者 とする匿名組合	(出資金) —	不動産の 取得、保有 及び処分等 の事業	—	匿名組合 の組合員	匿名組合 出資金の 返還	1,154	—	—
関連会社	合同会社NU-5を 営業者とする匿 名組合	(資本金) 1	不動産の 取得、保有 及び処分等 の事業	直接16.3	匿名組合 の組合員	匿名組合 への出資	2,000	匿名組合 出資金	2,000

- (注) 1 取引条件及び取引条件の決定方針等は、一般取引先と同様であります。
- 2 海浜幕張ディベロップメント合同会社は、平成20年9月に清算が完了しております。
- 3 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。(匿名組合出資金を除く)

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	1,004円87銭
1 株当たり当期純利益	28円73銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成21年5月13日

日比谷総合設備株式会社

取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 佐 藤 孝 夫 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 野 島 透 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日比谷総合設備株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日比谷総合設備株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成21年 5月13日

日比谷総合設備株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 佐 藤 孝 夫 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 野 島 透 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日比谷総合設備株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第44期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、考査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及びあずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」

（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年5月14日

日比谷総合設備株式会社 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 安 田 健 ㊟

監査役 松 本 充 弘 ㊟

監査役(社外監査役) 佐 藤 誠 ㊟

監査役(社外監査役) 小 塚 埜武壽 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題として位置付け、長期にわたり安定的な経営基盤の確保に努めるとともに、安定した配当の継続等、経営実態を勘案した成果の配分を行うことを基本方針としております。

期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金11円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は369,057,062円となります。

また、当社は中間配当金として1株につき7円50銭をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき18円50銭となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成21年6月29日といたしたいと存じます。

2. その他剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 3,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目とその額

別途積立金 3,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。）が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行（いわゆる株券の電子化）されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主及び実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までの間これを作成して備置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第7条（株券の発行）につきましては、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、平成21年1月5日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

また、現行定款第9条（単元株式数及び単元未満株券の不発行）につきましては、会社法第195条第1項に基づき、平成21年4月28日開催の取締役会において、平成21年6月1日をもって、単元株式数を1,000株から100株に引き下げる変更を行っております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>第2章 株 式</p> <p><u>（株券の発行）</u> 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>（自己の株式の取得） 第8条 （条文省略）</p> <p>（単元株式数及び単元未満株券の不発行） 第9条 当社の単元株式数は、100株とする。 <u>2. 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>	<p>第2章 株 式</p> <p>（削 除）</p> <p>（自己の株式の取得） 第7条 （条文省略）</p> <p>（単元株式数） 第8条 当社の単元株式数は、100株とする。 （削 除）</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(単元未満株式についての権利) 第10条 当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利</p>	<p>(単元未満株式についての権利) 第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利</p>
<p>(単元未満株式の買増し) 第11条 (条文省略)</p>	<p>(単元未満株式の買増し) 第10条 (条文省略)</p>
<p>(株主名簿管理人) 第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人) 第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>
<p>第13条 第39条 (条文省略)</p>	<p>第12条 第38条 (条文省略)</p>
<p>(新 設) (新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>附 則 第1条 当会社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第2条 前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条及び本条を削除する。</p>

第3号議案 取締役11名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
1	木村 信也 (昭和19年6月12日生)	昭和45年4月 日本電信電話公社入社 平成7年6月 日本電信電話(株)不動産開発推進部建築企画室長 平成9年7月 エヌ・ティ・ティ都市開発(株)取締役ビルサービス本部統括部長 平成13年6月 同社代表取締役常務首都圏支店長 平成14年7月 同社代表取締役常務ビルサービス本部長 平成16年6月 当社代表取締役社長 平成18年6月 当社社長執行役員代表取締役社長東京本店長 平成20年6月 当社社長執行役員代表取締役社長 現在に至る	23,201株
2	宇垣 義昭 (昭和24年11月23日生)	昭和47年4月 日本電信電話公社入社 平成11年7月 日本電信電話(株)監査役室長兼第四部門担当部長 平成13年6月 (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西取締役経理部長 平成14年7月 同社取締役財務部長 平成16年6月 (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ常務取締役財務部長 平成17年6月 同社取締役常務執行役員財務部長 平成18年6月 当社副社長執行役員代表取締役副社長 現在に至る	13,754株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社 株式の数
3	久保田 敏 也 (昭和20年2月16日生)	昭和42年4月 当社入社 平成5年7月 当社設計積算室長 平成12年6月 当社取締役設計積算室長 平成13年8月 当社取締役大阪支店副支店長 平成14年10月 当社取締役東北支店長 平成16年6月 当社常務取締役東京本店副本 店長兼工事本部長 平成17年7月 当社常務取締役東京本店都市 設備本部長 平成18年6月 当社常務執行役員取締役東京 本店副本店長兼都市設備本部 長 平成20年6月 当社常務執行役員取締役大阪 支店長兼西日本事業推進本部 長 現在に至る	16,489株
4	篠 田 易 男 (昭和24年10月2日生)	昭和47年4月 (株)住友銀行(現(株)三井住友銀 行) 入行 平成8年10月 同行マドリード支店長兼バル セロナ支店長 平成11年5月 同行麹町法人部長 平成13年4月 当社入社 営業本部副本部長 平成13年6月 当社取締役営業本部副本部長 平成13年8月 当社取締役東京本店営業本部 副本部長 平成17年7月 当社取締役東京本店都市設備 本部副本部長 平成18年6月 当社常務執行役員取締役都市 設備本部副本部長 平成19年6月 当社常務執行役員取締役企画 部長 平成21年4月 当社常務執行役員取締役企画 部長兼新規事業推進部長 現在に至る	10,272株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社 株式の数
5	福 木 盛 男 (昭和24年11月24日生)	昭和51年4月 日本電信電話公社入社 平成5年7月 日本電信電話(株)関西支社設備 企画部不動産企画室長 平成11年1月 (株)エヌ・ティ・ティ ファシ リティーズ建築事業本部都 市・建築設計事業部設備設計 部長 平成15年6月 同社建築事業本部都市・建築 設計事業部設備エンジニアリ ング部長 平成16年4月 当社入社 特別参与東京本店 営業本部副本部長 平成16年6月 当社取締役東京本店営業本部 副本部長 平成17年7月 当社取締役東京本店N T T本 部長 平成18年6月 当社執行役員取締役東京本店 副本部長兼N T T本部長 平成20年6月 当社常務執行役員取締役東京 本店長兼N T T本部長 現在に至る	7,960株
6	加 藤 敏 (昭和21年9月24日生)	昭和44年4月 日本電信電話公社入社 昭和62年7月 日本電信電話(株)企業通信シス テム事業本部中部営業部長 平成6年6月 エヌ・ティ・ティ・リース(株) 取締役営業第四部長 平成8年6月 同社取締役東海支店長 平成14年7月 同社取締役監査部長 平成16年6月 当社取締役名古屋支店長 平成18年6月 当社執行役員取締役名古屋支 店長 現在に至る	7,357株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社 株式の数
7	上 村 安 而 (昭和21年8月19日生)	昭和44年4月 当社入社 平成6年7月 当社工事本部第3工事部長 平成11年7月 当社九州支店工事部長 平成15年7月 当社東京本店設計・技術本部長 平成17年7月 当社東京本店都市設備本部営業部門長 平成18年6月 当社執行役員東京本店都市設備本部企画部門長 平成19年6月 当社執行役員取締役東京本店統括部長 平成20年6月 当社執行役員取締役東京本店副本店長兼都市設備本部長 現在に至る	9,380株
8	野 呂 秀 夫 (昭和24年6月30日生)	昭和49年4月 当社入社 平成10年7月 当社工事本部第1工事部長 平成13年8月 当社東京本店工事本部第1工事部長 平成15年7月 当社東京本店工事本部副本部長 平成17年4月 当社東京本店営業本部副本部長 平成17年7月 当社東京本店都市設備本部副本部長 平成18年6月 当社執行役員広島支店長 平成20年6月 当社執行役員取締役工事統括部長兼東京本店統括部長 平成20年11月 当社執行役員取締役工事統括部長 現在に至る	11,503株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社 株式の数
9	鎮 西 俊 一 (昭和21年11月14日生)	昭和58年4月 弁護士登録、紀尾井町法律事務所入所 平成9年9月 仙谷・石田法律事務所（現石田・鎮西法律事務所）入所 現在に至る 平成18年6月 当社取締役 現在に至る	0株
10	楠 美 憲 章 (昭和15年2月1日生)	昭和38年4月 日産自動車(株)入社 平成3年6月 同社取締役 平成7年6月 同社常務取締役 平成10年6月 同社代表取締役副社長 平成12年7月 日産不動産(株)代表取締役社長 平成14年4月 中央大学大学院客員教授 現在に至る 平成14年6月 日産車体(株)監査役 平成14年6月 カルソニックカンセイ(株)監査役 平成17年7月 日産自動車社友 現在に至る 平成17年7月 中小企業・地域シェアドサービス(株)代表取締役社長 現在に至る (他の法人等の代表状況) 中小企業・地域シェアドサービス(株)代表取締役社長	0株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社 株式の数
11	野村春紀 (昭和25年1月6日生)	昭和48年4月 日本電信電話公社入社 平成4年7月 同社電力・建築・ビル管理本 部首都圏センタ営業部長 平成12年7月 (株)エヌ・ティ・ティ ファシ リティーズ都市・建築設計本 部副本部長 平成14年6月 同社取締役営業本部副本部長 兼建築事業本部副本部長 平成17年6月 同社常務取締役建築事業本部 長 現在に至る	3,000株

(注) 1. 鎮西俊一、楠美憲章の両氏は、社外取締役の候補者であります。

2. 社外取締役候補者の選任理由

候補者鎮西俊一氏につきましては、法律に精通した弁護士としての専門的な知識・経験等を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者楠美憲章氏につきましては、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

3. 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数

候補者鎮西俊一氏の当社社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年であります。

4. 所有する当社の株式の数には、役員持株会名義で所有する持分株式数を含んでおります。

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈並びに役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

本総会終結の時をもって任期満了により退任されます社外取締役岩田英昭氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の定める規定の範囲内において退職慰労金を贈呈することとし、その金額、時期、方法等は取締役会にご一願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
岩田英昭	平成14年6月 当社取締役 現在に至る

また、当社は、平成21年5月15日開催の取締役会において、本総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。これに伴い、第3号議案をご承認いただくことを条件として、重任されます取締役9名（うち社外取締役1名）並びに在任中の監査役3名（うち社外監査役2名）に対し、当社の定める規定の範囲内において本総会終結の時までの在任期間に対する退職慰労金を打ち切り支給いたしたいと存じます。

なお、各氏に対する支給の時期は、取締役又は監査役を退任される時とし、その金額、方法等は退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議にご一願いたいと存じます。

打ち切り支給の対象となる取締役及び監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
木村 信也	平成16年6月 当社代表取締役社長 平成18年6月 当社社長執行役員代表取締役社長 現在に至る
宇垣 義昭	平成18年6月 当社副社長執行役員代表取締役副社長 現在に至る
久保田 敏也	平成12年6月 当社取締役 平成16年6月 当社常務取締役 平成18年6月 当社常務執行役員取締役 現在に至る
篠田 易男	平成13年6月 当社取締役 平成18年6月 当社常務執行役員取締役 現在に至る
福木 盛男	平成16年6月 当社取締役 平成18年6月 当社執行役員取締役 平成20年6月 当社常務執行役員取締役 現在に至る
加藤 敏	平成16年6月 当社取締役 平成18年6月 当社執行役員取締役 現在に至る
上村 安而	平成19年6月 当社執行役員取締役 現在に至る
野呂 秀夫	平成20年6月 当社執行役員取締役 現在に至る
鎮西 俊一	平成18年6月 当社取締役 現在に至る
安田 健	平成19年6月 当社常勤監査役 現在に至る
松本 充弘	平成16年6月 当社監査役 現在に至る
小塚 埜武壽	平成20年6月 当社監査役 現在に至る

- (注) 1. 鎮西俊一氏は、社外取締役であります。
2. 安田 健、小塚埜武壽の両氏は、社外監査役であります。

第5号議案 取締役に対する株式報酬型ストックオプションのための報酬等の額及び内容決定の件

当社は、平成21年5月15日開催の取締役会において、本総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止するとともに、株価の上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクも含めて株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、新たに株式報酬型ストックオプションを導入することを決定いたしました。

当社の取締役の報酬額は、平成18年6月29日開催の第41回定時株主総会において年額220万円以内（執行役員兼務取締役の執行役員分の給与を含む。）と決議いただき今日に至っておりますが、これとは別枠で、当社取締役に対する株式報酬型ストックオプションのための報酬等の額を「年額40万円以内」とさせていただきます。存じます。

この株式報酬型ストックオプションは、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とする新株予約権を発行し、取締役割り当てのものです。なお、各新株予約権は、新株予約権を発行する日における公正価値により発行するものといたします。

本総会でご承認いただいた後は、毎年、本議案記載の範囲内で、当社取締役に対して株式報酬型ストックオプションのための新株予約権を発行することといたします。

なお、第3号議案を原案どおりご承認いただきますと、本議案の対象となる取締役の員数は、社外取締役を除き、9名となります。

新株予約権の具体的な内容は次のとおりであります。

1. 新株予約権の総数

各事業年度に係る当社定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の総数は、当社取締役会決議に基づき、年額40万円の範囲内で新株予約権の発行価額の総額を定め、これを新株予約権の割当日における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値をもとにブラック・ショールズ・モデル等に基づいて算出される新株予約権1個当たりの公正価額をもって除して得られた数（ただし、整数未満の端数は切捨てる）を限度とする。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類

当社普通株式とする。

3. 新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という）は100株とする。ただし、当社が株式分割、株式無償割当又は株式

併合を行う場合、その他付与株式数を調整することが適切な場合には、合理的な範囲内で調整することができるものとする。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内とする。ただし、行使期間の最終日が当社の休日にあたる時は、その前営業日を最終日とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

7. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権は、上記5. の期間内において、取締役を退任した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) その他の新株予約権の行使の条件は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

8. その他の新株予約権の内容

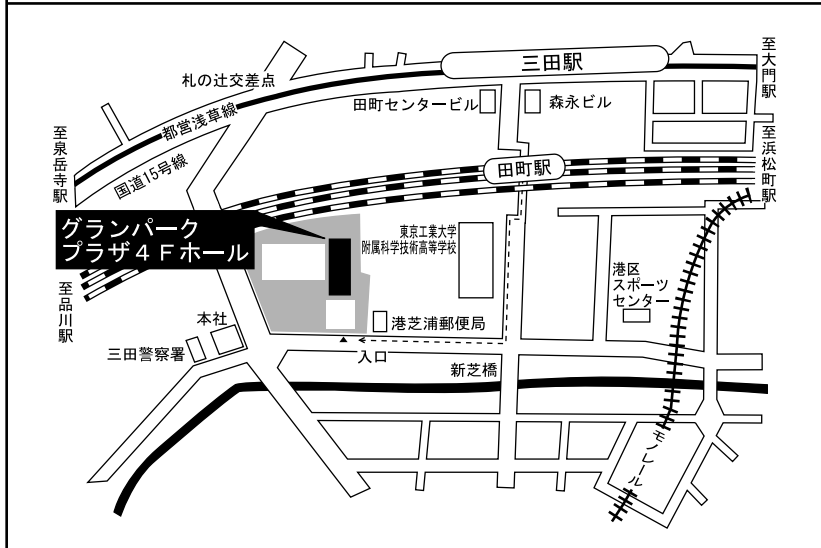
その他の新株予約権の内容は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

(ご参考)

当社は、本総会終結の時をもって、当社取締役を兼務しない執行役員の新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

以 上

株主総会会場ご案内図



場 所 東京都港区芝浦三丁目4番1号
グランパーク プラザ4Fホール
☎03 (5441) 2163
(1Fの流水書房が目印)

交 通 (JR)
田町駅芝浦口から徒歩5分
(地下鉄)
都営浅草線・三田線三田駅A4出口から徒歩7分